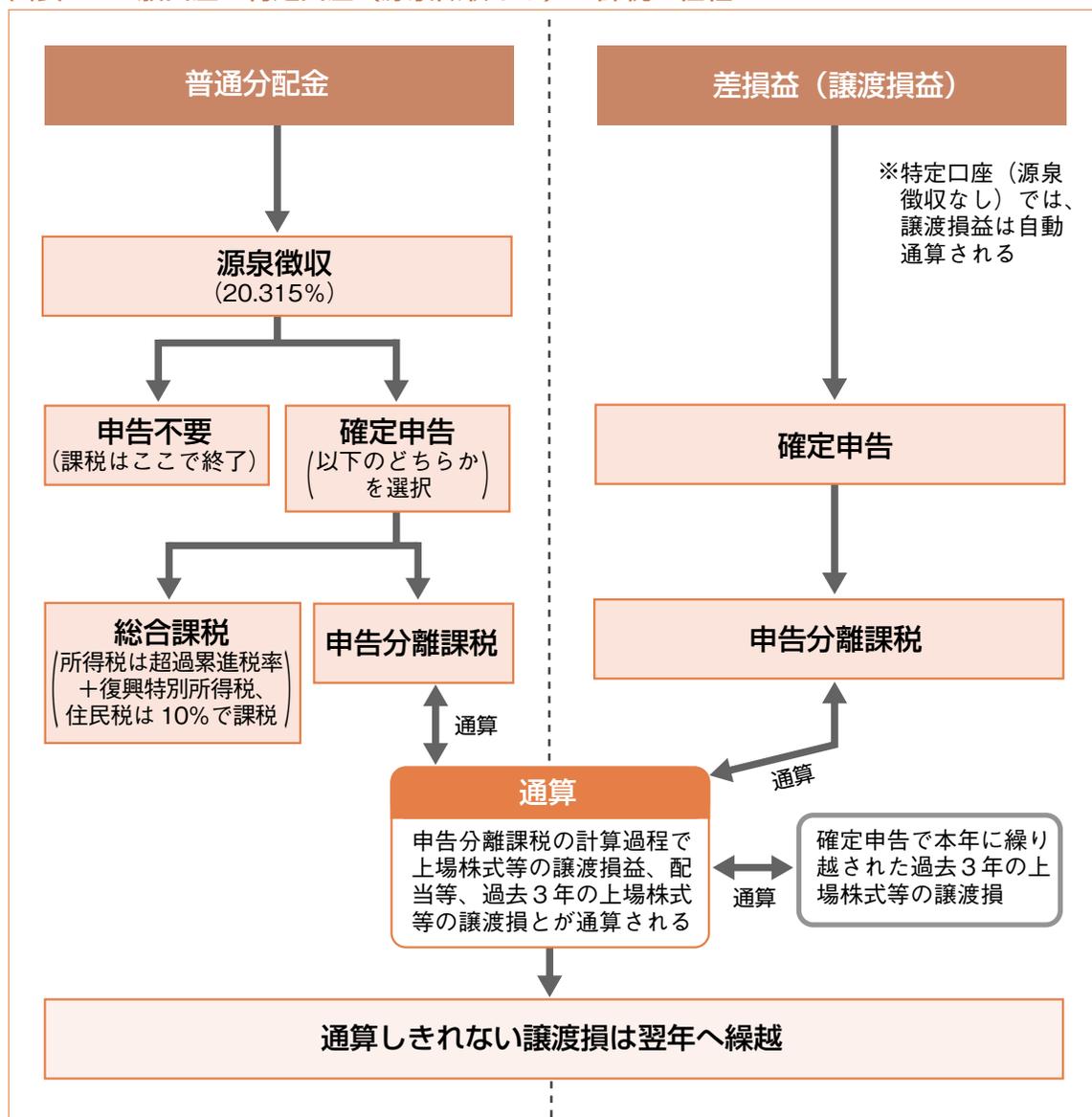


図表1 一般口座・特定口座（源泉徴収なし）の課税の仕組み



# 投資信託の課税の仕組みと公社債の税制変更ポイント

投資信託を一般口座・特定口座で管理した場合の税制や公社債の取扱いを解説します。

菅井 聡 (株)フローエスレーベン代表 税理士

**1 投資信託の分配金や差損益への課税はこのようになってい**



**投** 資信託は税法上、投資対象を公社債に限定した「公社債投資信託」と、公社債に限定されない（株式等に投資する）「株式投資信託」に大別されます。また、広く一般に投資を募る公募型と、そうではない私募型という区別もあります。

ここでは、公募株式投資信託の課税の仕組みを、「一般口座・特定口座（源泉徴収なし）」「特定口座（源泉徴収あり）」「NISA・ジュニアNISA」に分けて見ていきます。

公募株式投資信託で課税が発生する場面としては、⑦分配金の支払いを受けたとき、④投資信託の換金（解約請求や買取請求）または償還により差損益が生じたときの2種類があります。

場株式と併せて「上場株式等」という区分に分類されます。つまり以下では、公募株式投資信託について説明しますが、合わせて上場株式にも同じルールが適用されるということになります。

**分配金は総合課税か申告分離課税かを選択**

**一般口座・特定口座（源泉徴収なし）に投資信託を預けた場合**

**⑦分配金への課税**

公募株式投資信託の分配金には「普通分配金」「特別分配金」の2種類があります。このうち特別分配金は投資家が投資したお金を分配金という形で投資家へ戻すもので、非課税とされています。

普通分配金は投資信託の運用益

の分配となり、こちらには配当所得として税金がかかります。具体的には、支払いの際に20・315%（所得税15%、復興特別所得税0・315%、住民税5%）が源泉徴収されます。

普通分配金は本来は確定申告が必要ですが、支払時点で源泉徴収されているため、確定申告を行わないままにすることができません（申告不要という）。一方で確定申告を行う場合には、「総合課税」か「申告分離課税」かを選択します。

総合課税を選択すると配当控除を適用できますが、上場株式等の譲渡損との通算はできません。また所得税は超過累進税率（+復興特別所得税）、住民税は10%で課税されます。

申告分離課税を選択した場合に配当控除は適用できなくなりませんが、上場株式等の譲渡損と通算はできるようになります。そして通算後の額に20・315%の税率が課されます。

通算することのできる上場株式

等の譲渡損とは、上場株式の譲渡損や公募株式投資信託の差損などがあり、その年に発生したもののほか、過去3年の上場株式等の譲渡損で確定申告をして本年に繰り越されてきたものも通算可能となります。

**損失が出ている場合も確定申告を行う**

**①差損益への課税**

公募株式投資信託を解約請求・買取請求・償還（以降、解約）で換金した場合、その差損益には譲渡所得にかかる課税の問題が生じます。

利益が出ている場合、一般口座や特定口座（源泉徴収なし）では源泉徴収されません。そのため、お客様は利益について確定申告を行わなければなりません。

確定申告を行う場合には申告分離課税になり、その年と過去3年の上場株式等の譲渡損や、その年の申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算し、通算後の利益に20・315%の税率が課さ